

## 250 一般社団法人日本ねじ研究協会 永年会員制度規程

### (目 的)

第1条 この規程は、日本ねじ研究協会（以下、「本会」という。）の永年会員の制度に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (永年会員)

第2条 定款第5条に規定する正会員のうち、第3条の資格を満たし、第4条により理事会の認定を受けた個人会員を永年会員と称する。

2 永年会員は呼称であり、会員種別ではない。

### (永年会員候補資格)

第3条 永年会員候補の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 正会員（法人会員及び個人会員）歴25年以上を有し、満60歳以上の会員
- (2) 法人会員に所属し本会の委員会等で活動実績を有した年数と、個人会員の資格取得後の年数を合算することによって(1)の要件を満たす会員
- (3) 総務委員会が推薦する会員

### (永年会員の認定)

第4条 永年会員の呼称は、本人の申請又は理事会等からの推薦に基づき、理事会の議を経て認定し、日本ねじ研究協会誌の会報にその氏名を掲載する。

### (永年会員の申請・推薦)

第5条 永年会員の申請又は推薦にあたっては、本人又は推薦者は所定の申請・推薦書を会長に提出しなければならない。

### (永年会員の任務)

第6条 永年会員の呼称を得た会員は、本会の諸活動への積極的・能動的な参画を通じて、ねじに関する学術研究及び技術の向上に対する指導的役割を担うものとする。

### (会費の減免措置)

第7条 永年会員の呼称を与えられた会員は、退職などの理由がある場合、申請により次年度から会費を減免することができる。

2 前項による減免後の会費は、年額3,500円とする。

### (呼称の返上・資格の喪失)

第8条 第6条の任務遂行が困難になった場合、本人の申し出により永年会員の呼称を返上することができる。

2 永年会員は本人の死亡によりその資格を喪失する。

### (改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、2022年3月24日から施行する。